



日田市監査委員告示第 13 号

地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象：

指定管理者名	伏木町まちづくり委員会
対象業務	日田市伏木多目的交流館管理運営業務
対象施設	日田市伏木多目的交流館
所管課	地域振興課

令和7年12月11日

日田市監査委員 小ケ内 聡行
同 梶原 信幸

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。

令和7年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象

令和6年度において、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体の中から、事業の内容及び委託料の金額等を勘案して次のとおり監査対象を抽出した。

指定管理者名	伏木町まちづくり委員会
対象業務	日田市伏木多目的交流館管理運営業務
対象施設	日田市伏木多目的交流館
所管課	地域振興課

2 監査の期間 令和7年11月4日から令和7年12月2日まで

3 監査の場所 監査委員事務局、日田市伏木多目的交流館

4 監査の着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とした。

- ・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか
- ・ 施設は関係法令等の定めるところにより、適切に管理されているか
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ・ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか
- ・ 利用促進のための努力はなされているか
- ・ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか
- ・ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか

5 監査の実施内容

日田市監査基準に準拠し、令和6年度における公の施設の管理に係る出納、その他の事務の執行状況について、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員からの説明聴取や質疑応答を行い、加えて帳票等の照合及び証拠書類を調査する方法により、実施した。

6 団体の概要及び監査の結果

(1) 指定管理者の概要

名称・代表者	伏木町まちづくり委員会 会長 浦塚 久
所在地	日田市伏木町 3078 番地 3
設立年月日	平成 19 年 3 月
目的	旧伏木小学校区における地域交流及び農業振興を推進し、魅力ある地域づくりの確立を目的とする。

(2) 指定管理業務の内容

- ①交流館の利用許可に関する業務
- ②交流館の利用に係る使用料に関する業務
- ③交流館の施設、設備等の維持管理に関する業務

(3) 指定管理期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

(4) 令和6年度の指定管理料 1,600,000 円

(5) 令和6年度の収支状況

(単位：円)

収 入		支 出	
指定管理委託料	1,600,000	管理料	1,145,699
利用料収入	526,904	事業費	438,000
その他	232	消耗品費	9,904
		TV等受信料	37,356
		寝具等借上料	162,041
		その他	264,136
		修繕費	50,600
		印刷費	19,400
合 計	2,127,136	合 計	2,127,136

(6) 監査の結果

監査の結果、事務事業は概ね財政援助の目的に沿って実施されていた。
なお、口頭で指摘した事項については、検討・改善を図られ、今後も引き続き適正な事務執行及び施設の管理に努められたい。